

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月14日 21時22分ごろ
発生場所	石川県金沢港 大野灯台から真方位128°885m付近 (概位 北緯36°36.7′ 東経136°36.6′)
事故の概要	コンテナ船 ^{ペガサス} PEGASUS ^{ペイサー} PACERは、西進中、また、漁船 ^{ねじま} 第十六輪島丸は、着岸中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 PEGASUS PACER（大韓民国籍）、7,406トン 9283150（IMO番号）、DONG YOUNG SHIPPING CO.,LTD B 漁船 第十六輪島丸、231トン 135634、輪島漁業生産組合
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（大韓民国発給） B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A バルバスバウに凹損 B 左舷船尾外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか16人が乗り組み、金沢港を西進中、着岸中のB船の左舷船尾部に衝突した。 船長Aは、航海士1人及び操舵手1人を船橋配置とし、海図台上で金沢港の形状等を確認しながら、時折前方を向き、操船を指揮していたところ、約100m先に停泊中のB船を認め、右舵一杯及び機関の微速前進を指示したが、間に合わなかった。 船長Aは、船長としての経験が少なく、本事故当時、航海に不安を感じていたため、金沢港の形状等を確認していた。 B船は、巻き網船団の運搬船であった。 B船は、操業が休みであり、停泊灯を点けて金沢港内の岸壁に着岸していた。
分析	A船は、船長Aが、海図台上で金沢港の形状等を確認して前路の見張りを適切に行っていなかったことから、着岸中のB船に気付くのが遅れ、B船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったた

	め、A船がB船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。